

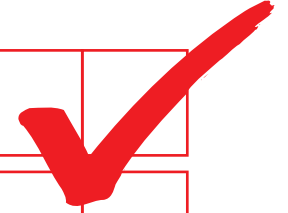
平成 24 年 4 月 1 日 版

雇 用 に 関 す る

こ ん な 助 成 金

あ ん な 助 成 金

厳 選 ハ ン ド ブ ッ ク



助成金受給で
不景気時代を
乗り切る！！



年金・労働法・助成金・社会保険各種手続

社会保険労務士法人 澤

茅ヶ崎の社労士

検 索

<http://sr-sawa.jp/>

TEL : 0467-88-5968

雇用に伴う助成金

●特定就職困難者(被災者)雇用開発助成金

要件

- ハローワーク経由
- 60歳以上、母子家庭の母、被災者、障害者等を雇用
- 雇用保険加入

金額 (一人当たり)

6ヶ月後 **45**万円

1年後 **45**万円

計 **90**万円

●試行雇用奨励金(トライアル雇用助成金)

要件

- ハローワーク経由
- 45歳以上で雇用保険受給資格者または雇用保険喪失前1年のうち6ヶ月以上雇用保険加入
- 39歳以下 ●母子家庭の母 ●障害者等

金額 (一人当たり)

最大3ヶ月
月額 **4**万円

計 最大 **12**万円

3年以内既卒者
(新卒扱い)

●採用拡大奨励金

(平成24年6月30日まで)

要件

- ハローワーク経由
- 平成20年3月以降の新規学卒者(高専、大学、大学院、短大、専修学校)
- 卒業後1年以上勤めていない40歳未満

金額 (一度のみ支給)

6ヶ月後

100万円

「人を雇う。」

それだけで対象になる助成金がある。

3年以内既卒者

●トライアル雇用奨励金

(平成24年6月30日まで)

要件

- ハローワーク経由
- 平成20年3月以降の新規学卒者(中学、高校、高専、大学、大学院、短大、専修学校)
- 卒業後1年以上勤めていない40歳未満

金額 (一人当たり)

有期雇用期間 (原則3ヶ月)

1人月額 **10**万円

計 最大 **30**万円

正規雇用移行から3ヶ月後

一時金 **50**万円

●派遣労働者雇用安定化特別奨励金

(平成28年3月31日まで)

要件

- 6ヶ月以上受け入れている派遣労働者を直接雇用

金額 (一人当たり)

6ヶ月後 **50**万円

1年6ヶ月後 **25**万円

2年6ヶ月後 **25**万円

計 **100**万円



社会保険労務士法人 澤の 雇用保険の助成金診断サービス

企業の発展とそこで働く労働者の皆様の職場環境改善等に資するように、国などは様々な助成金を用意しております。

当法人では高いハードルを取り払い、

ただ、助成金を受給する為には就業規則や36協定の見直し、各種書類の作成など、決して低くはないハードルが存在します。

しかし、ハードルが高い(受給要件が厳しい)からと言って、本来受給できるはずの助成金をみすみす見逃してしまうのは、あまりにも「損」だと言えます。

助成金を効率よく受給できるようサポート致します。



環境整備の助成金

●中小企業定年引上げ等奨励金

要件

- 定年を65歳以上に延ばす
- 1年以上雇用している60歳以上の者がいる

但し、64歳以上の者がいない場合は半額

金額 (一度のみ支給)

定年65歳に引き上げ

社員数 1～9人 **40**万円

社員数10～99人 **60**万円

定年70歳に引き上げ

社員数 1～9人 **40**万円

社員数10～99人 **80**万円

●中小企業両立支援助成金

(代替要員確保コース)

要件

- 3ヶ月以上の育児休業をした者を復帰後6ヶ月以上雇用
- 育児休業中に代替要員(派遣も可)を確保

金額

1年間に10人まで

一人当たり **15**万円

●両立支援助成金

(子育て期短時間勤務支援助成金)

要件

- 1日の所定労働時間を1時間以上短くする、または1週間に4日出勤の制度
- 小学校3年までの子を持つ者が短時間勤務を6ヶ月以上利用

金額

7ヶ月経過後

一人目 **40**万円

5年以内に2人目以上が出た場合は

一人当たり **15**万円追加

●均衡待遇・正社員化推進奨励金

要件

- 正社員、パート又は有期契約労働者が各1名以上存在する
- 対象者はパート又は有期契約労働者
- パートの半数が雇用保険加入
- 就業規則に記載・届出してから2年(短時間正社員制度は5年)以内に実施

金額

正社員への転換制度導入

【社会保険加入】

1人目6ヶ月後 **40**万円

2～10人目一人当たり **20**万円追加

正社員と共通の処遇制度導入

6ヶ月後 **60**万円

共通教育訓練(1回6時間以上)の実施(延べ10回)

【受講者の半数が雇用保険加入】

達成から6ヶ月後 **40**万円

短時間正社員制度の導入【社会保険加入】

- 1日の所定労働時間を1時間以上短くする、または1週間に4日出勤の制度

1人目6ヶ月後 **40**万円

2～10人目一人当たり **20**万円追加

健康診断の実施(延べ4回)

達成から6ヶ月後 **40**万円

「助成金を申請できる会社＝優良な会社」

だから、申請に向けて準備するだけで、
会社は良くなる。



みんなが助かる
助成金。
会社に役立つ
助成金申請。



職場意識 改善 助成金

- 労災保険に加入している中小企業であればOK
 - 新たな雇用は必要なし
 - 年休取得の推進
 - 残業時間の削減
 - 管理職向け研修実施
- などの要件を満たせば

2年間で

100万円～200万円 (成果による)

中小企業における労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進するため、職場意識改善に係る2年間の計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業の事業主に対して、助成金を支給するものです。

受給手続き

1. 職場意識改善計画を4月1日～7月末日までに都道府県労働局へ提出します。
2. 改善計画に則った措置の実行（初年度）

初年度は来年1月31日までに、

- ・ 労使委員会等の話し合いの場の設置
- ・ 苦情処理担当者（社長や管理職にある人）を選任
- ・ 計画の周知（社内掲示板への貼り付けや回覧等）
- ・ 管理職等への計画に関する研修の実施（議事録等を作成）
- ・ 年次有給休暇の計画的付与制度の導入
- ・ ノー残業デー設定
- ・ 変形労働時間制や裁量労働制、在宅勤務制度の導入

といった制度を導入します。

3. 職場意識改善助成金支給申請書の提出（初年度）
取組内容を初年度2月1日から2月末日までに都道府県労働局へ申請します。これで50万円支給され、

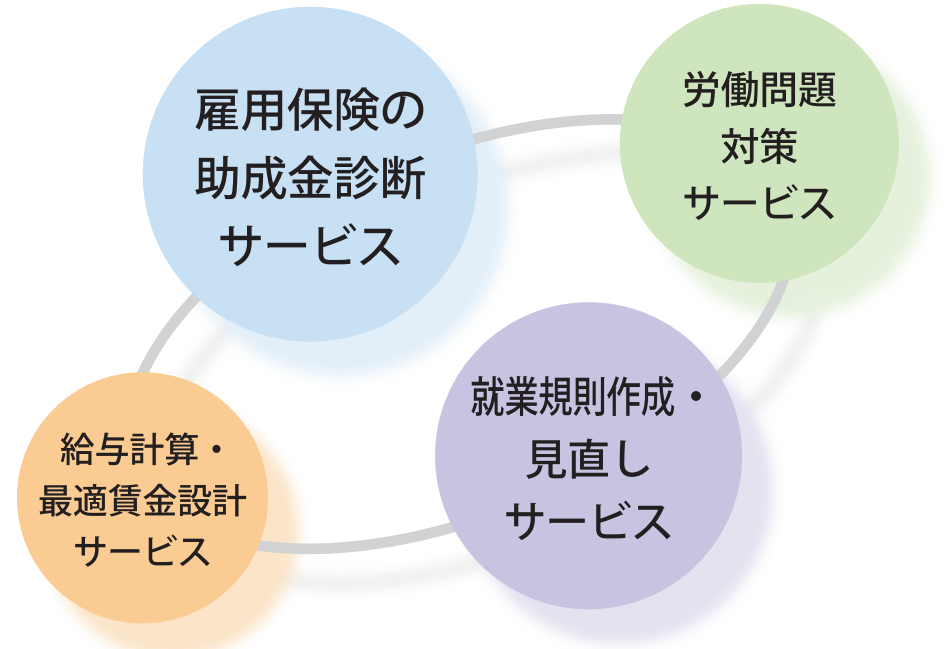
1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金を50%以上に引き上げ、さらに、以下のいずれかの制度導入でさらに50万円支給となります。

- (ア) 所定労働時間を週1時間以上短縮
- (イ) 以下のアとイのいずれも満たす場合
 - ア 労働時間等設定改善委員会等における年次有給休暇の取得状況の確認制度を導入
 - イ 以下の1,2いずれかの制度を導入
 1. 年間5日以上の年次有給休暇の計画的付与制度
 2. 14日以上の連続休暇制度
(ただし、年次有給休暇の計画的付与が3日以上ある場合は10日以上の連続休暇制度で可)

4. 改善計画に則った措置の実行（次年度）
次年度1月31日まで引き続き取り組みを継続します。
5. 職場意識改善助成金支給申請書の提出（次年度）
取組内容を次年度2月1日から2月20日までに都道府県労働局へ申請します。
取組状況次第で次年度助成金（50万又は100万円）が支給されます。

先着順、
予算終了次第
締め切られますので
お早めに！

この助成金を受給するには相応の準備が必要となります。
職場意識改善助成金申請実績のある当事務所へご相談下さい。



着手金 **0円!**

安心の完全成功報酬型（支給決定金額の15%）の
ノーリスク助成金申請

相談無料!

その後のセールスは一切致しません!



年金・労働法・助成金・社会保険各種手続

社会保険労務士法人 **澤**

〒253-0053
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北2-14-64
FAX: 0467-88-5557
E-mail: sawamura@sr-sawa.jp

TEL: 0467-88-5968

茅ヶ崎の社労士 <http://sr-sawa.jp/>